

## 日本国はどのようにして成立したか 結論

「蝶の雑記帳 97b」

この稿は、準備中の書物『日本国はどのようにして成立したか 王朝交代規範からの推論』の第IV章「結論」である。

第I章、第II章、第III章、補論は、「蝶の雑記帳 92、93、95、96」に収録してある。冊子にするために加えた序文は、「蝶の雑記帳 97a」に掲載。

### 第IV章 結論

序文で、現在、古代の日本列島について二つの歴史像 — 現行パラダイムの推奨するA説【ずっと一つの王朝が支配する「日本国」があった】と、新しいB説【古い王朝の「倭国」から新しい王朝の「日本国」への交代があった】— が相容れがたく対立していると説き起こしたが、多角的で大局的な観点から再検討した本書の議論は、以下に要約するような結論に導いた。

わたしが古田武彦の提起したB説に軍配を上げるに至った実証的な根拠は前著に示してあるが、本書では、その骨格が明確になるように整理しながら、歴史文献についても再度「中国史書」と『記・紀』を読みこみ、前著で不十分だったいくつかの論点を補足した。この再検討の結果、列島に国家

が発生した弥生時代から 600 年代まで奈良盆地の王権が列島を支配したという A 説は成り立ちがたく、【古い王朝の「倭国」から新しい王朝の「日本国」への交代があった】という B 説がさらに確実なものになった。

その前半部の議論をここに要約することは、古田説やわたしの前著をよく知らなかった読者には有用かもしれないけれども、わずらわしく感じる人もあるだろう。それに、この「まとめ」の記述が長くなってしまう。ただ、あとで 600 年代に起きた王朝交代の画期を理解するのに必要な前史を一瞥しておこう。

まず、きわめて高い蓋然性をもって、「国家が発生した弥生時代に奈良盆地ではなく九州北部で初期国家が形成され、そこと外交関係を結んだ後漢や魏がその国を「倭国」と呼んだ」と結論することができる。

A 説を信奉する人のなかには、奈良盆地で見つかった考古学的な知見に『記・紀』の記述をつぎ足して、『三国志』に出る「倭国」のたとえば邪馬壹国と卑弥呼を説明しようとする。しかし、前の二項に後者と結びつく相当な証拠はない。厳格に言えば、それは論点先取の議論である。

以後 600 年代まで歴代の中国史書はみな、「倭国」が『後漢書』や『三国志』に出る「倭国」の後継国であると述べる。中国史書のいう「倭国」は、福岡都市圏・太宰府を中心とする国で、『日本書紀』が「ずっと列島を支配した」と主張す

る奈良盆地の王権ではないのである。この期間についても、つとに古田武彦が論証し、前著と本書は「太陽の道」の視点および文献上いくつかの論点を加えてそれを追認する。

600年代初頭、『隋書』によれば、東アジアで国際的に公認された日本列島の国の号はやはり「倭国」である。王の姓は阿每(アメ)であった。注目すべきなのは、倭国王は国書で「天子」と名乗ったことである。時代にふさわしく発展した国家の王が公式の外交文書で天子と称したことは、対応する称号があり、列島がずいぶん統合されていたことを推測させる。ところで、天子と称するその王は男性だったが、そのとき奈良盆地の王は女性だったと『日本書紀』は書く。この単純な矛盾ほど理屈を許さずA説を否定するものはない。

続く時代を記述する『旧唐書』は、東の諸国を列記するとき、「倭国」と「日本国」を別立てにして異なる国として扱う。「日本国」が「倭国」と異なるとするこの扱いを錯誤と断定する前に、中華帝国の史書として書かれた『旧唐書』を、先入観をいれないようにして考察するのが本道である。奈良盆地にあった王権がずっと列島を支配したとする説をいったん措いて、日本の歴史書に、「倭国」から「日本国」へ王朝が交代した痕跡がないか探求してみるべきである。

そこで、序文で述べたように、「倭国」から現代まで続くことになった「日本国」への移行の過程を解明することが、課題となる。本書は、王朝交代が普通のことだった中国にそ

の手がかりがあると考えた。『漢書』・『三国志』など歴代の中国史書を調べると、たしかに「王朝交代の方式」が規範にまでなっていたことが確認できた。古代、中国の政治や統治の方式は朝鮮半島や日本列島に圧倒的な影響を与えたから、列島で王朝交代があったとすれば、それは「王朝交代の方式」を手本にして行なわれたと推定することができる。

その視点から『日本書紀』と『続日本紀』を点検したら、実際に、この二書に王朝交代の画期を見出すことができた。そこに見出された語句がこれまでの研究で見逃されてきたのは、王朝交代という視点が欠けていたのでこれらの語句が軽微なものと見えたからである。現行パラダイムはこの“軽微な”不注意のまま組み立てられたのだが、日本古代史の研究にとって不幸なことだった。

「倭国」から「日本国」への王朝交代は、具体的にどのような経緯をたどって起きたのだろうか。王朝交代の状況が生じたのは600年代のことである。以下、その時代に見出される王朝交代の画期を教える出来事を示すことで、「倭国」から「日本国」への移行の過程を概説しよう。

『日本書紀』で歴代の王名を調べると、大和の王は第37代斉明から呼び名の先頭が天(アメ)になったことが知られる。以後の王の名も同じように「天」で始まる。先頭にある天(アメ)は、600年代初頭の「倭国」の天子の姓「阿毎(アメ)」に対応し、姓だと考えられる。しかし、古代の東アジアで天子

と同じ姓を名乗るのは重大なことだったはずである。このとき大和の王は「倭国」の天子の支族と承認されて同姓を名乗るようになった、というのが本書の第一の推定である。

次の38代天智の姓名は「天・命開別」だが、ここの「命」は重大な意味を表わしているのだ。「天智紀」668年に、決定的な語句「時人曰“天皇”天命将及乎」が書かれている。王朝を開始する「天命」が将に及ぼうとした、と言っているのである。しかし文法上、「将ニ～セントスル乎」は、それがまだ成就されていないことを意味する。だからこの文は、まだ天命が成就されていない(天子ではない)と証言するのである。列島には別に天子がいた、と推定すべきである。その天子は、隋の時代に国書を送って「天子」と称した「倭国」の後継者にちがいない。時の人々の言葉は、天智が天子に準じる位に登ったことを意味する、と推論できる。

『日本書紀』は天武のあとの持統で終わり、天武・持統夫妻の孫である文武からは『続日本紀』に記述される。この編成はここに画期があったことを物語る。事実、『続日本紀』は、前年まで文武三年と書いていたのに、701年、「天之真宗豊祖、元ヲ建テ大宝元年ト為シ、始依新令、改制官名・位号、…」と書く。この文は、それまで<大和>で元号を制定したことがなく、新令を發布して天皇位に就いた文武が新たに「天姓の真宗を継ぐ祖となった」と告白している。

『続日本紀』は、<大和>の王統が斉明のとき天姓を得て「倭

国」王朝の支族であると承認された、とする上の第一の推定を支持するのである。そして、〈大和〉の王統では文武天皇が初めて天子の位に登ったのだから、天智はまだ天子ではないとする第二の推定も妥当なことを支持する。

天智-天武-持統の次の文武のときに起きたこの交代は、「後漢」の天子がまだ在位していたとき、第一の段階で曹操が、「魏」王の位を与えられて王宮を造営し、時を知らせる鐘を打つ台を設置するなど天子に準じる行動を承認され、第二の段階で曹操の子の曹丕が、「後漢」の天子から“禪讓”を受けて「魏」帝国の皇帝になった経緯によく対応している。天智が近江に“都”を建設し、「漏刻を新台に置き、始めて鐘鼓で時を打った」ことは、まだ天子でなかった曹操の魏王就任時の行動に倣っているのである（『三国志』武帝(曹操)紀に漏刻の文字はないが、『漢書』王莽伝では禪讓の方式をつくった王莽が第一段階として「仮皇帝」になった箇所に、漏刻と天命という言葉が出る）。すなわち、〈大和〉の王統の文武が「倭国」の天子に代って列島の天子（天皇）になって、王朝が交代したのは701年であることが判明する。ただし、本書はさらに踏みこんで、それ以前に「倭国」は国号を「日本国」に変更していて、姓が天で名目上同族である文武が、その「日本国」（倭国）の天皇家の家督を継いで「日本国」も「天皇位」も譲り受けた（中国式禪讓の変形）、と推論する。すなわち、文武天皇を始祖とする国を「新しい日本国」と見る。この推論の証拠はあとで述べよう。

このように判断し、その到達点からふりかえって見れば、前章まで苦心して探り当てた諸点が、新しい日本古代史像を整合的に構成する要素となることが判る。まだ粗いこの筋書きを補強することが必要なことは言うまでもないが、上に要約したことをひとまず本書の結論としよう。

『記・紀』が支配したと主張する「天の下」の範囲は、割り引いて理解しなければならないのである。『古事記』の記述は少なかったのに『日本書紀』の記述があのように膨らんだのは、古くからの列島の出来事をなるべく多く書こうとして、「倭国」の記録を加えたせいだと推測できる。その際、ずっと「天の下」を支配したという主張とくいちがわないように、文章を粉飾せざるをえなかったのだろう。それが記述に多くの無理をもたらすことになったのだと考えられる。

『記・紀』を史料とするときは、鵜呑みにしないで慎重な考察が必要である。

『日本書紀』に基づいて組み立てられた現行パラダイムは改められなければならない。まず、列島最初の元号が「大化」とする解釈は破綻する。元号を建てるのは国家の重大事なのに、元号「大化」はとってつけたように皇極の次の「孝徳紀」に記されしかも改元とされるが、改元とはそれ以前にあった元号を改めることである。だが、『日本書紀』は以前の元号を示さないし、『続日本紀』の「建元」という言葉が文武天皇以前に元号を制定していたことを否定する。701年以

前列島の天子が「倭国」にいたとなれば、大化と改元したのは「倭国」で、そこにはそれ以前から元号があったのである。すると、「孝徳紀」の大化元年で始まる条も注意深く読まなければならない。大化元年の条は、最初に妃たちの名を挙げるとすぐ、外国使節の来訪を記し、高麗と百済の使者に対する二つの詔(みことのり)を引用する。しかし、詔とは天子の発する文書であり、外国使節に接見するのも外交権をもつ天子だろう。ところが、天智の代にもまだ天子ではないのだから、斉明・天智よりも前の孝徳の時代のこの詔は、「倭国」の天子が出したと解釈すべきなのである。

このあとたくさん詔が引用されるが、そこには今では「大化の改新」と呼ばれる大きな改革の諸命令もある。この改新の記述は、現行パラダイムを信奉する人から見ても当時の<大和>には過大だと疑問視されてきた。だが、それが「倭国」を中心とする出来事だとすれば、前後の<大和>の記述との落差は問題とするにあたらぬ。すでに『隋書』が600年代初頭の「倭国」の発展したようすを記している。その「倭国」が600年代中期には「大化の改新」のような政治改革の段階に達した、と合理的に理解することができる。

先ほどの高麗と百済の使者に対する二つの詔(宣命)には、「明神御宇日本天皇」という自称が現われるが、「倭国」の天子の詔とすれば、東アジアの大局的な歴史の流れによく適合する。この字句は、天子の称号が「天皇」であり、自国の



名を「倭」と書く代わりに「日本」と表記するようになった(訓はともに「やまと」という理解に導く。『隋書』は倭王が隋への国書で「日出づるところの天子」と称したと記すから、「倭国」で、自分の国の名を佳字で「日本」と表記する習慣が生まれた可能性は高い。この解釈は、朝鮮半島の史書『三国史記 新羅本紀』が、「倭国」が670年国号を「日本」に変更したと記すことによって支持される。670年、唐はまだ朝鮮半島を従属する領域と見なし、文武王の新羅もその立場を脱していなかった。列島では、天智が天子に準じる位に登り支地地域<大和>を統治することになった直後のことだ。天子を戴く「倭国」は、中国側の表記「倭」(倭は従順という意味)を由緒があつて佳字の「日本」に変更して国号とし、天智の国との区別も明確にした、と考えることができる。

その王朝の家督を継ぐようにして文武天皇の王朝が成立したとすれば、書名を『日本書紀』とし、引き継いだ王家の古い時代まで含めた歴史書を「編修」した名分が理解可能になる。魏帝国の歴史は、中国の歴史書の慣例に沿って実質的な国家の創始者である魏王曹操から記述されたが、日本国では上に解釈した事情があつて、天智王以後の歴史に限らず古い時代にさかのぼる一つの歴史書が編修された、と推測できる。ただし、天智王までさかのぼるだけでなく、それ以前も<大和>の王統譜を記して。

本書ではもっと多くのことを議論したが、結論を要約するこの章を簡潔にするためにそれらは省略しよう。ともかく、現行パラダイムのかかえる問題点に果敢に切りこんで、新しい日本古代史像を描くためのいくつかの要点を明らかにできた、と考える。まだ探求の初期段階にすぎないけれども、この方向に考察を進めるのは有望だと思う。視界が開ければさらにまとまった古代史像を組み立てることができるようになるだろう。

2021年1月

海蝶 谷川修